長野広域連合広域計画

付属資料

長野広域連合広域計画策定委員会委員名簿

	氏　名	役職名等	推薦地域
委員長	関　　良徳	国立大学法人　信州大学教育学部教授	圏域全体
副委員長	宮﨑　義也	前坂城町副町長	圏域全体
委　員	金子　　孝	金子会計事務所　所長	圏域全体
〃	河西　弘明	ながの環境パートナーシップ会議　代表理事	長野市
〃	坂田美由里	千曲市民生児童委員協議会　民生児童委員	更埴地域
〃	髙野　　薫	小布施まちづくり委員会　副会長 小布施町総合計画審議会　副会長	須高地域
〃	永原　英子	前飯綱町社会福祉協議会　事務局長	上水内地域
〃	坪井　俊文	長野地域振興局長	圏域全体

（敬称略）

長野広域連合広域計画策定委員会条例

（平成 12 年 5 月 1 日条例第 31 号）

（設置）

第 1 条　長野広域連合規約（平成 12 年 3 月 30 日長野県指令 11 地第 1360 号）第 5 条に規定する広域計画を策定するため、長野広域連合広域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第 2 条　委員会は、広域連合長の諮問に応じ、広域計画に関する事項について調査及び審議する。

（組織）

第 3 条　委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

（1）　学識経験者

（2）　民間諸団体の代表者

（3）　関係行政機関の職員

（4）　その他広域連合長が必要と認める者

（任期）

第 4 条　委員の任期は、広域計画策定の終了するまでの間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条　委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員が互選する。

2　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書記）

第 7 条　委員会に、書記若干人を置き、長野広域連合事務局職員のうちから広域連合長が任命する。

2　書記は、委員長の命を受けて委員会の所掌事務に従事する。

（委任）

第 8 条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年 7 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

長野広域連合広域計画策定会議要綱

（設置）

第１　長野広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）の策定に当たり、関係市町村間との総合的な調整を行うため、長野広域連合広域計画策定会議（以下「会議」という。）を置く。

（任務）

第２　会議の任務は、次の各号に掲げるものとする。

（1）　広域計画案の策定に関すること。

（2）　広域計画策定に係る総合調整に関すること。

（組織等）

第３　会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

２　会長は長野広域連合（以下「広域連合」という。）の副広域連合長を、副会長は広域連合関係市町村副市町村長会の副会長を、委員は関係市町村の副市町村長を充てる。

（会長の職務等）

第４　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（部会）

第６　会議には、部会を置くことができる。

２　部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織する。

３　部会長及び副部会長は、部会員の互選とする。

４　部会員は、関係市町村の長が指名した当該市町村の担当課長及び広域連合事務局の担当課長を充てる。

（庶務）

第７　会議の庶務は、広域連合事務局総務課が行う。

（補則）

第８　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 12 年４月１日から施行する。

この要綱は、平成 17 年４月１日から施行する。

この要綱は、平成 22 年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

長野広域連合広域計画の策定経過

年	月　日	会　議　名	内　容
令和７年	１月　23 日	広域計画策定会議（第１回）	策定方針・体制・スケジュール等の協議
	１月　30 日	理事会	策定方針・体制・スケジュール等の決定
	２月　21 日	長野広域連合議会２月定例会	策定方針・体制・スケジュール等の説明
	５月　21 日	広域計画策定委員会(第１回)	委員委嘱、正副委員長選出、諮問 今後の進め方等について
	５月　27 日	環境衛生部会（第１回）	正副部会長の選出 「経緯」「現状と課題」「今後の方針と施策」について事務局案説明
	５月　28 日	福祉部会（第１回）	正副部会長の選出 「経緯」「現状と課題」「今後の方針と施策」について事務局案説明
	５月　30 日	総務・企画部会（第１回）	正副部会長の選出 「経緯」「現状と課題」「今後の方針と施策」について事務局案説明
	７月　３日	総務・企画部会（第２回）	「経緯」「現状と課題」「今後の方針と施策」について具体的な検討
	７月　15 日	福祉部会（第２回）	「経緯」「現状と課題」「今後の方針と施策」について具体的な検討
	７月　16 日	環境衛生部会（第２回）	「経緯」「現状と課題」「今後の方針と施策」について具体的な検討
	８月　22 日	広域計画策定会議 (第２回)	策定状況の報告
	９月　12 日	広域計画策定委員会(第２回)	「経緯」「現状と課題」について説明・審議
	10 月　10 日	広域計画策定委員会(第３回)	「今後の方針と施策」について説明・審議
	10 月　27 日	広域計画策定会議（第３回）	広域計画（素案）について報告・協議
	11 月　17 日	理事会	広域計画（素案）について報告・協議
	11 月　21 日	広域連合議会 11 月定例会	広域計画（素案）の報告
	11 月 25 日 ～12 月 24 日	広域計画（素案）についてパブリック・コメント（住民からの意見募集）実施	
令和８年	１月　15 日	広域計画策定委員会(第４回)	広域計画（答申案）審議
	１月　22 日	広域計画策定会議（第４回）	広域計画（案）の報告
	１月　29 日	広域連合長への答申	広域計画（案）を答申
	２月　３日	理事会	広域計画（案）の報告・協議・決定
	２月　20 日	広域連合議会２月定例会	広域計画（案）の審議・「広域計画」議決

長野広域連合広域計画の策定体制

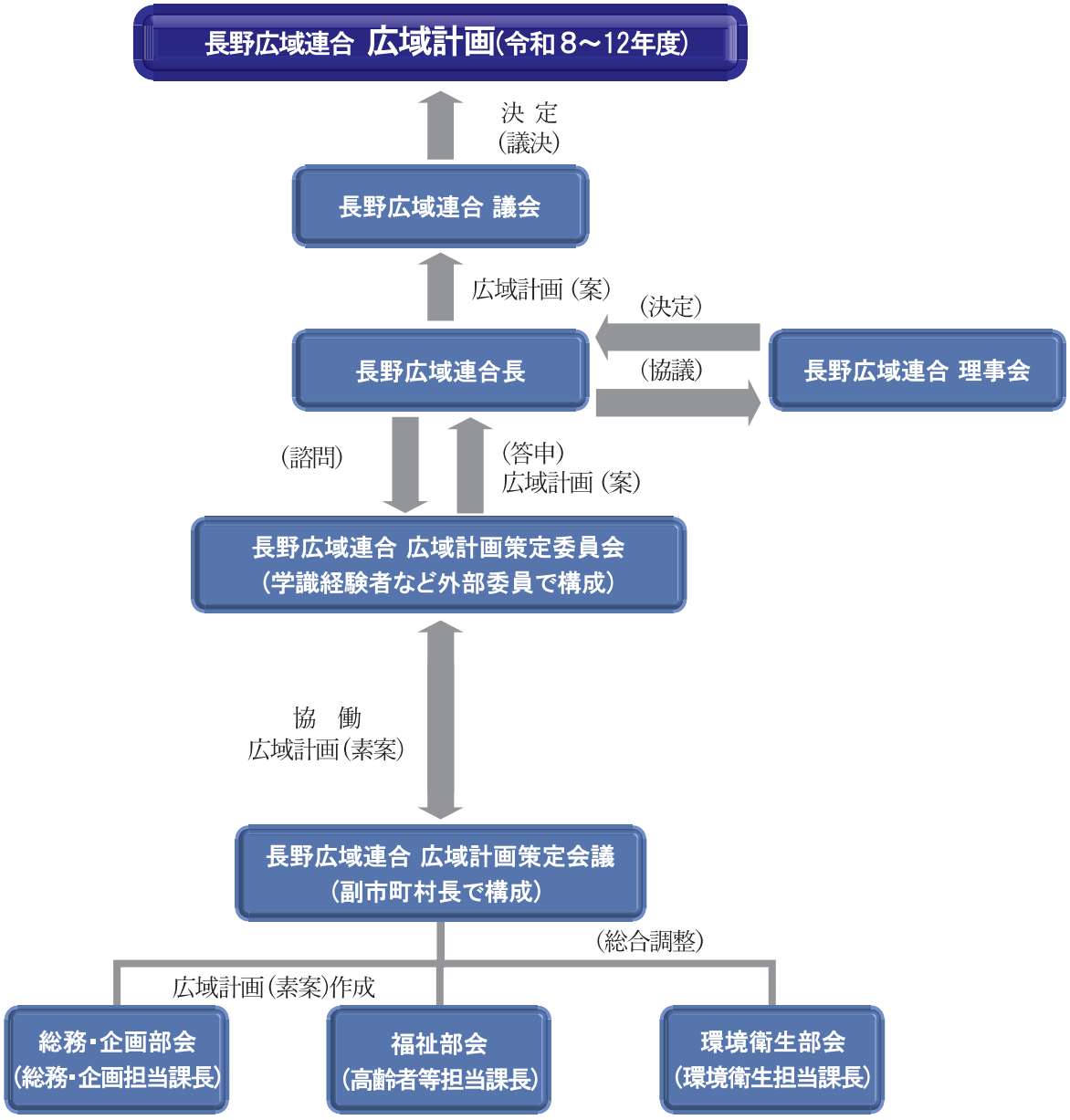

◆広域計画の期間及び改定に関すること。
◆長野地域の振興整備のための事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
◆職員の共同研修に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
◆広域的な課題の調査研究に関すること。

◆養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること。
◆老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関すること。
◆介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
◆障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。

◆ごみ焼却施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDG s は「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2030 年までに「持続可能な社会」を実現するための世界共通の目標です。すべての国において、多様な主体（政府・自治体・企業・NGO・NPO・大学・研究機関など）が連携・協働して取り組むことにより、経済・社会・環境の３側面をバランスよく向上させ、「誰一人取り残さない」社会を実現するため 169 のターゲットを示し、以下の 17 のゴールに区分しています。

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活確保し、福祉を促進する

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する

ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

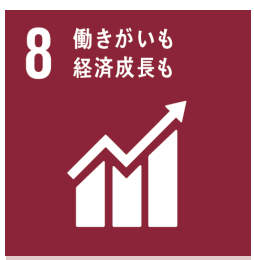

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

各国内および各国間の不平等を是正する

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する

持続可能な生産消費形態を確保する

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する